

令和5年度の武蔵村山市地域介護予防活動支援補助金に係る新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る補助対象事業の特例等の取扱いについて（周知）

日頃より、本市の高齢者施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
このことについて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、各お互いさまサロン（以下「サロン」という。）においては、感染防止に配慮したお互いさまサロンの運営をされている場合もあるかと存じます。

つきましては、補助金の交付要件（実施回数等）に抵触する場合の取扱いについて下記のとおり適用を継続いたしますので、周知いたします。御不明な点がございましたら、下記問合せ先までお問い合わせください。

記

1 緩和措置の例と対応

(1) 補助金交付要綱第3条第2号に規定するサロンの開催回数や時間について

「毎月1回以上」又は「1回当たりの実施時間はおおむね90分以上」の要件を満たさない場合でも、当初の計画どおり実施したものとみなす。

この場合、補助金交付要綱第8条第1号に規定する第4号様式に当初計画していた活動日時等の内容を記載し、参加者数欄に朱書きで「開催自粛」を記載すること。

(2) 補助金交付要綱第3条第3号に規定する専門プログラムについて

「おおむね6か月に1回以上、外部講師等による専門プログラムを実施すること」の要件を満たさない場合でも、当初の計画どおり実施したものとみなす。

なお、この場合についても1(1)の対応に準じること。

(3) 補助金交付要綱第3条第5号に規定する平均参加者数について

サロンを開催したにもかかわらず、当該参加者数が著しく少人数であり、「平均参加者数が5人以上であること」の要件を満たさない場合については、当該開催日を算入せず平均参加者数を算出するものとする。

(4) 補助金交付要綱第6条別表の備考に掲げる要件について

1(1)又は(3)と同様の考え方及び対応とする。

(5) 外部講師等による専門プログラムの実施を計画したが、その開催を自粛したことにより、当該講師からキャンセル料名目の費用を請求された場合

この場合は、補助金交付要綱第8条第2号に規定する第5号様式中、支出の部の項目「その他」に計上し、「内訳等」欄にその旨を明記すること。

(6) 補助金交付要綱第5条に規定する補助金の交付年限について

第5条に規定する補助金の交付年限及び第6条の規定による補助限度額の算

定に係る年限には算入しないものとする。

- 2 緩和措置の適用継続期間について
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- 3 問合せ先
高齢福祉課地域包括ケア係
電話042-590-1233
メール kourei-4@city.musashimurayama.lg.jp